

第4回西区協議会 協議・報告資料

(1) 協議事項

第5号 令和3年度西区地域力向上事業の提案について … P. 1

第6号 西区協議会委員のリモート出席について … P. 5

(2) 諮問事項

第1号 令和4年度西区役所費の予算要求の概要について … P. 11

(3) その他

地域課題について … P. 17

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度西区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和3年度の西区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」に提案のあった事業（第2次募集）について、採択の可否を判断するにあたり西区協議会に意見を求めるもの</p> <p>※採択までの流れ</p> <p>① 西区行政推進会議にて審議（R3.8.12開催）</p> <p>② 西区協議会にて協議、意見聴取（R3.9.29開催）</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>【地域力向上事業】</p> <p>・市民提案による住みよい地域づくり助成事業 1件</p> <p>提案団体：「うなぎの街」プロジェクト実行委員会 事業名：第2回うなぎ重高校創作料理コンテスト *1回目（50%以内）</p> <p>※事業内容、行政推進会議での評価結果はP3のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>・採択の可否決定（R3.9月末予定）</p> <p>・本事業は、令和2年度第10回西区協議会（R3.2.24）において、浜名湖うなぎ生産者青年部の青鰻会による事業として協議をお願いしたものの。その後、親団体である浜名湖養魚漁業協同組合との調整で、プロジェクト実行委員会を立ち上げ、同委員会による開催となったことから（実施主体の変更）、あらためて提案を受けたもの。</p>				
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

令和3年度地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」 提案事業

番号	1	新規・継続	新規	採択回数	1回目(補助率50%以内)
事業名	第2回うな重高校創作料理コンテスト				
提案団体	「うなぎの街」プロジェクト実行委員会				
実施時期	令和3年10月1日(水)～令和4年3月31日(木)				
実施場所	オンライン(コンテスト)・地元各飲食店(商品化イベント)				
参加予定人数	団体スタッフ 14名、参加者 100名				
総事業費	1,000,000円 報償費:100,000円 賃金:100,000円 需用費:77,000円 役務費:151,800円 委託料:400,000円 使用料及び賃借料:10,750円 原材料費:140,000円 予備費:20,450円				
事業の目的	高嶺の花となった地元名産品と触れ合う機会を若い世代に作り、地元愛を育むと共に、産学連携による地域活性化を図る。				
事業の内容	地元高校の生徒に鰻の創作料理を考案・調理をして頂き、その様子を生徒自身で撮影・動画編集してWEB上に投稿します。一般の方にも公開するので、美味しそうな動画に投票する形で審査員として参加、ファン投票とうなぎ生産者及び飲食店・スーパー関係者の審査によって表彰します。受賞作品の一部は、地元飲食店・スーパーで打合せの後、商品化し、販売イベントとしてさらに盛り上げます。				
事業効果	新型コロナウイルス感染拡大が止まらず、依然、イベント自粛や規模縮小が求められています。区民の皆様には外出自粛の中でも楽しめるイベントを提供します。また、学生に地元愛を育む青春の思い出を残すと共に、若いインスピレーションと産学連携を通じた地域活性化を図ります。				

行政推進会議における審査結果	市執行上限額	500,000円
<p>【審議・採点】 25点満点中 17.3点</p> <p>【審査結果】 採択の対象と考える。</p> <p>【委員から出た意見】 ・高校生のアイデアを活用して商品の販売までつなげてもらいたい。 ・うなぎは浜名湖を代表する食材であり、高校生による商品開発はうなぎ料理の伝統を継承するとともに、将来を担う若者にとって貴重な体験になると思います。 ・浜名湖うなぎをPRすることは、西区らしさがあり、大変良い企画だと思います。</p> <p>【前回(令和2年度第10回協議会において協議)との比較】 ・前は、アイデアの商品化に協力する地元飲食店などとコラボしたスタンプラリーの実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、今回の提案では取りやめている。 ・前回提案事業について、行政推進会議における評価は18.6点であったが、今回あらためて提案内容のヒアリングを行ったもの。</p>		

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	西区協議会委員のリモート出席について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点等から、西区協議会における委員のリモート出席を導入するもの。</p> <p>【経過】 7/28：令和3年度第3回西区協議会にて提案 8月 ：通信テスト実施</p>				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	<p>西区協議会における委員のリモート出席について、可否を協議するもの。</p> <p>【実施時期】 令和3年10月に開催する西区協議会より開始予定</p> <p>【実施期間】 新型コロナウイルス感染拡大が収束等するまでの当面の期間</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	議事の内容等によりリモート出席が適当でないと会長が判断した場合は来場による出席のみとする。				
担当課	西区区振興課	担当者	山本 淳	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

西区協議会におけるリモート出席導入について

1 通信テストの実施

(1) 概要

西区協議会におけるリモート出席導入のための通信テストを行った。

Zoom アプリを使用、協議会開催時と同じ環境を整えたホストタブレットと、通信テスト参加を希望する委員が使用するタブレット又は PC との通信状況を確認。

(2) 実施日時

令和 3 年 8 月 12 日（木） 13:30～14:00

令和 3 年 8 月 16 日（月） 13:30～14:00

(3) 実施場所

西区役所と各委員自宅

(4) 当日の流れ

13:30 Zoom アプリでミーティングルームを開く

13:30～ 各委員がミーティングルームへ参加

①各委員のミーティングルーム参加確認

②操作（カメラ機能、マイク）の確認

③区協議会の再現（実際の会議を再現し、不具合を検証）

14:00 通信テスト終了

(5) 通信テストの状況

- ・各委員との通信状況に大きな問題なし。
- ・各委員との音声確認を実施。双方、音声の聞き取りに大きな問題なし。

2 今後のスケジュール（案）

10 月以降の協議会において導入を可能とする。

P. 8～「西区協議会 リモート出席の手引き（案）」参照

西区協議会リモート出席の手引き（案）

1 概要

西区協議会委員より、リモート出席の申し出があった場合、本手引きにより運用するもの。

Zoom アプリを用い、委員の自宅と会議開催会場をつなぐ。

2 リモート出席の条件

- (1) 音声や映像が途切れることなく配信・受信できる環境が整っていること。
リモート出席までに、映像や音声は途切れることなく配信・受信できるか通信テストを実施していること。
- (2) 関係者以外が会議に入らない状況であること。
会議の出席者は委員、事務局、その他議事に関係する機関と、傍聴手続きを済ませた傍聴人、報道関係者であり、関係者以外の者が発言したり、傍聴したりすることがない状況であること。
- (3) ただし、議事の内容などによりリモート出席が適当でないと会長が判断した場合や事務局がリモート出席に対応するために必要となるタブレット端末等を確保できない場合などにおいては、従来どおりの来場による出席（来場出席）のみとする。

3 運用について

- (1) リモート出席か来場出席の選択について
委員は、会議ごとに、来場出席かリモート出席かを選択してください。
- (2) リモート出席を希望する場合、都度、事務局に連絡してください。
通信テスト済の場合
委員は、開催日の前々営業日の正午までに事務局に連絡してください。連絡がない場合は、来場出席と判断します。
通信テスト未済の場合
開催日の2週間前までに事務局に連絡のうえ、前々営業日までに通信テストを実施（※）、上記「2 リモート出席の条件」(1)を確認できた場合において、リモート出席を認める。
(※) 2週間前までに連絡した場合でも、事務局においてタブレット端末などが確保できないなど通信テスト実施ができない場合は、リモート出席は翌月以降になることがあります。
- (3) ミーティングIDやパスワードについて
・会議ごとに、Eメールにて通知します。当日配布資料がある場合、本メールに添付します。

(4) 協議会当日の対応

時間	内容
開始 30 分前	(委 員) 当日配付資料の確認
開始 20 分前	(事務局) Zoom アプリでミーティングルームを開く
開始 15 分前	(委 員) ミーティングルームへ参加

○リモート出席形態について

- ・カメラは、常時「ON」にすること。
- ・音声は、基本「ミュート」にしてください。質問等を行う場合は、挙手をし、会長の指名後「ミュート」を解除し発言してください。発言が終わり次第、「ミュート」に戻してください。

(5) 途中参加・退出

来場出席時と同様、出席したものとみなします。

(6) 議事録署名人

リモート出席者についても、議事録署名人とすることができるものとします。通信が途切れた等会議内容を把握することができなかつた場合、会長があらたな議事録署名人を指名します。

(7) その他

- ・会議の録画・録音はしないようにしてください。
- ・リモート出席にかかる機器や通信環境の整備、通信に要する費用などについて事務局は負担しません。(Wifi などの通信環境が整備されていない状況においては、多額の通信料が発生する可能性がありますので、ご注意ください。)

4 実施期間

リモート出席における会議の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点による当面の措置とします。今後の運用については、新型コロナの収束状況や社会情勢等の変化を見極め、協議することとします。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度西区役所費予算要求の概要				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	令和4年度浜松市予算の編成に関して、西区区役所費の予算要求を行う。				
対象の区協議会	西区協議会				
内 容	令和4年度西区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西区振興課	担当者	丸山 浩亜	電話	597-1112

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

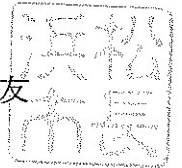
第8号様式

浜市協第109-2号

令和3年9月29日

西区協議会 様

浜松市長 鈴木 康友



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項から第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

令和4年度 西区役所費 予算要求の概要

西区役所

(単位：千円)

費用項目	4年度当初 要求額A	3年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
西区役所費	298,487	228,563	69,924	※人件費を除く
1 区管理運営事業	97,296	72,964	24,332	区役所運営、維持管理 (1) 区役所運営 4,105千円 (4,105千円) (2) 公有財産 42,709千円 (22,908千円) (3) 庁舎管理運営 44,522千円 (40,730千円) (4) 公用自動車 5,960千円 (5,221千円)
2 協働センター管理運営事業	108,646	76,439	32,207	区内協働センターの管理運営 (1) まち課所管協働センター (神久呂・入野・伊佐見・和地・庄内・篠原・雄踏) 60,634千円 (52,543千円) (2) 舞阪協働センター 48,012千円 (23,896千円)
3 区協議会運営事業	243	213	30	区協議会の運営
4 地域力向上事業	15,292	14,615	677	(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 (補助金) 3,500千円 (3,500千円) (2) 区民活動・文化振興事業 8,720千円 (8,691千円) まちづくり推進課 4,220千円 (4,191千円) 舞阪協働センター 4,500千円 (4,500千円) (3) 区課題解決事業 3,072千円 (2,424千円) 区振興課 1,256千円 (1,213千円) まちづくり推進課 787千円 (787千円) 健康づくり課 246千円 (424千円) 舞阪協働センター 783千円 (0千円)
5 行政連絡文書配布事業	37,626	37,183	443	行政連絡文書の配布
6 自治会振興事業	35,383	23,148	12,235	(1) 自治会集会所整備費助成事業 10,137千円 (0千円) (2) 防犯灯設置維持管理助成 25,246千円 (23,148千円)
7 浜名湖うなぎまつり開催事業	4,001	4,001	0	浜名湖うなぎまつり開催に係る負担金

※ () 内：令和3年度当初予算額

(地域力向上事業)

西区役所

(単位：千円)

費用項目 (区所管課)		4年度当初 要求額	内 容
地域力向上事業			
(1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 (区振興課)		15,292	
(2) 区民活動・文化振興事業		3,500	
ア 伝統文化支援事業 (まちづくり推進課)		8,720	江戸末期から地域に伝わる伝統芸能であり、浜松地域遺産に認定されている雄踏歌舞伎「万人講」の保存・継承のための経費 【内容】子供歌舞教室(化粧・着付け体験など 8月開催予定) 雄踏歌舞伎保存会定期公演(5月開催予定) 三遠南信ふるさと歌舞伎交流大会(長野県大鹿村開催予定)
イ おいしい舞阪まるごと体験フェア開催事業 (舞阪協働センター)		1,990	舞阪地区の冬の地場産品に触れ合うことができる体験フェア開催のための経費 【内容】海苔すき、かき剥き、貝殻ペイント等体験及び西区特産品の販売を中心としたイベントを開催する。
ウ 舞阪漁港えんばい朝市開催事業 (舞阪協働センター)		3,500	舞阪の海産物や地場産品を扱う朝市開催のための経費 【内容】舞阪漁港に水揚げされた生シラスや魚介類、また西区や市内の地場産品を販売する朝市を開催する。
エ はまなこ夏フェスタ (まちづくり推進課)		1,000	舞阪の海産物や地場産品を扱う朝市開催のための経費 【内容】舞阪漁港に水揚げされた生シラスや魚介類、また西区や市内の地場産品を販売する朝市を開催する。
オ 海の子と山の子の地域間交流事業 (まちづくり推進課)		2,000	丹波島ビーチマリンスポーツの発信や地域資源を活かしたイベント開催のための経費 【内容】ビーチラグビー、ビーチサッカー、ビーチバレー大会等の開催 いかり瀬を活用した海の生き物教室体験、地域の名店を巡る満喫モニターツアーの開催
(3) 課題解決事業		230	庄内地区と長野県箕輪町は、昭和32年より交流を続け、平成7年には「友好交流推進協定」が締結されている。こうした中で実施されている子どもたちの地域間交流のための経費 【内容】ポットマム(花の鉢)の贈呈、箕輪町中学卒業生への花束(ガーベラなど)贈呈
ア 西区交通安全啓発事業 (まちづくり推進課)		3,072	交通安全の削減・防止を目的とした教室や講習会を開催するための経費 【内容】サイクルマナー教室(西区内の高校)、高齢者交通安全講習会(事故多発地区を選定) 交通安全コーナー設置(協働センターまつり会場)
イ 健康寿命延伸啓発事業 (健康づくり課)		787	健康寿命延伸の啓発イベントを開催するための経費 【内容】西区役所市民ホールで展示、協働センターまつり等で啓発活動 ※新型コロナウイルスの市内感染拡大状況をに応じて実施する。
ウ みんなが住みよい西区セミナー (区振興課)		246	ユニバーサルデザイン啓発イベントや男女共同参画に関するセミナーなど開催のための経費 【内容】ユニバーサルデザイン学習会、男女共同参画セミナー
エ 表浜防風林植樹事業 (舞阪協働センター)		56	(舞阪地区)表浜防風林再生のための植樹事業の経費 【内容】伐採された防風林の防風・防砂機能及び郷土の歴史的な景観の再生を目的とした防風林の植樹(樹種：クロマツ、アラカシ、スダジイ)
オ 協働センターを核とした地域課題解決事業 (区振興課)		783	協働センターで実施する課題解決事業のための経費
		1,200	

地域課題一覧表

1 防災

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	今田 誠一	<p>市指定の緊急避難所及び避難所の見直し</p> <p>理由： ・人口の推移、高齢者世帯の増加 ・感染症対策及び要配慮者の対応とプライバシー対策等により収容可能人数の大幅な減少 ・災害想定規模の大幅な変更及び近年甚大な風雨災害、土砂災害の多発 ・避難所の一部分、避難路が「土砂災害（特別）警戒区域」と「土砂災害警戒区域」内にある ・指定避難所まで3km以上離れており高齢者世帯、要介護者など避難が出来ない地域有り ※指定時より、多くの人が避難所に入れない、避難所へ行けないことが予想される</p>	<p>*避難所は自治会単位で一ヶ所又は数カ所指定。 *指定避難所に防災倉庫と資機材の整備、物資の供給。</p> <p>西区では古くからある集落は沿岸部、また多数の大規模集落（団地）は三方原台地の斜面、沢を開発し、そして三方原台地には民家が点在している。ある団地では、およそ150世帯が「土砂災害（特別）警戒区域」内で生活している。各自治会においては人口の格差、また広大な面積を有する自治会があり多様である。以上をふまえて画一的な避難所ではなく各自治会の実情に合った避難所の指定が必要。 避難所は自治会の集会施設及び民間施設の活用、また民家が点在している地域では数世帯単位で自宅近辺に避難生活をすると思われるので、自主避難所として民間施設を利用する。 災害時に迅速かつ安全に救出・救助・救護をするためには、より近くに防災倉庫と資機材が必要、また物資も同様。</p>
(2)	河瀬 俊夫	<p>同報無線の活用</p> <p>近ごろ不審者情報が多々届き（浜松市防災ホットメール、県エスピーくん安心メール）ですが、情報ツールを持って登録していないとタイムリーに伝わらない。大変不安を感じている。事案が発生した場合（特殊サギも含め）地域住民に速やかに伝える方法はないのか。子どもには学校から父兄にメール配信されるとのことであるが、ツールを持たない人には伝わらない。</p>	<p>同報無線を利用して事案をタイムリーに伝える。 利用範囲は「人命に特化」していることとあるが、不審者情報は、広義での人命につながっていると思います。行方不明者も同様である。</p>
(3)	高木 俊和	<p>地域防災力の向上</p> <p>災害時の避難所運営及び自主防災隊の初動対応に不安がある。</p>	<p>・豊橋市アクションカード（自主防災組織、避難所開設、災害対策本部）の導入、避難所ボックスの設置。 ・防災講演会の開催 「東日本大震災 体育館避難所で起きたこと」をブログ投稿した防災士 佐藤一男氏</p>
(4)	田澤 健司	<p>土砂災害警戒避難体制や災害時避難行動要支援者に対する実践的・具体的対応</p> <p>西区は複雑に入り組んだ三方原台地と平野部、また浜名湖、遠州灘に接するなど、多様な地形を成しており、地震・津波・液状化、風水害・土砂災害などさまざまな災害への対応が求められている。最近の台風・集中豪雨の頻発・重程度化により、地震・津波対策に加えて、洪水浸水対策やがけ崩れ等の土砂災害対策が重要となっており、住民の関心も高い。 土砂災害警戒避難体制の整備や災害時避難行動要支援者の把握等の取組みがなされているが、求められる情報伝達や安否確認・避難誘導等について、災害時に実効性ある対応ができるか課題である。</p>	<p>全市に関わる事項であるが、西区において先駆的にこの二つに絞った訓練ができないか。非常時に備えた実践的な訓練を重ねるのが一番の方策であるが、新型コロナウイルスの状況もあり、また風水害・土砂災害には集団的避難訓練は適切でない。要支援者の対応も同様と考える。このため、自主防災組織（と関係機関）により、住民への情報伝達や安否確認、対象を絞った避難誘導の実地訓練など、実践的・具体的で、住民の安心につながる訓練が必要である。個々の自主防での対応も可能であるが、より強力で課題解決を図るには、区全体で取組みを誘導することが効果的である。現状の土砂災害警戒避難体制や災害時避難行動要支援者名簿の検証・改善にも資するものである。住民への周知・広報のため、協働センターごとに風水害や土砂災害に関する講座の開催も考えられる。</p>
(5)	中村 重男	<p>防災対策（災害は、今、起こる）想定外を想定する</p> <p>集中豪雨のメカニズムは、地球温暖化の影響を受け地表面が日射で温まっている時に上空に寒気が流れ込むと、上昇気流が発達しやすくなる。このような状態の事を『大気の状態が不安定』といい、積乱雲の発生・発達を促し、豪雨を引き起こす要因となる。 地球温暖化により気温が上昇し続けている影響も有り、今後も気象災害は増え続けると思われる。カーボンニュートラルの実現は一瞬も待てない。</p>	<p>本当の自然災害に対する安心安全対策は、海岸に近く、標高の低い地震災害の影響での津波被害想定地域、河川氾濫想定地域、液状化被害想定地域、崖地等の土砂災害警戒区域の隣接地域の用地は、市街化居住地域から除外する事です。 災害が起きてからの復旧・復興対策費用よりも、事前の安全安心対策が費用は安く済み、そして心身共に住民の安心安全は守られる。</p>

(6)	松本 廣一	台風及び風水害 (1)平成30年の台風24号の直撃で大きな災害が発生した。(約100件) ・大きな竹及び樹木(30m程度)の倒木、その他。通行止め。車両流入。 ・川の氾濫、崖崩れ、土砂災害などが発生。復旧に1週間位要した。 (2)令和元年、令和2年とも風水害が発生した。 ・九領川の氾濫、崖崩れ、土砂災害が毎年発生かつ増加傾向にある。	(1)災害現場の撮影と対策完了までのフォロー管理。 ・台風24号の被害内容と対策状況フォロー表を作成しフォロー。適宜関係者に配付(要望項目及び対策項目) ・行政 土木事務所と長期土砂災害対策計画を策定。 ・地権者でできることは対策する。(パトロールし依頼する)回覧 ・防災訓練での実施訓練。(情報伝達、避難訓練、災害対策、搬送訓練) (2)防災関係の支援 ・防災工事の長期支援及び早期対応 ・防災対策 <u>補助金制度</u>
-----	-------	---	--

2 子ども関係

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	新聞 秀人	庄内地区の庄内学園通学 通学バス利用において、距離が微妙に不足しているため通学バスに乗車できない小学生の送迎で、毎朝学校の校門付近が大変な渋滞を起こしている。 通勤バスのルートを少し変更することで、通勤時間帯の渋滞が緩和する。決まりごとを重視しすぎている。	現状2台のバスが同じルートを運行しているが、 <u>一部を別のルート運行とすることで</u> 、小学生(特に低学年)がバスを利用することができるようになる。
(2)	中村 重男	子ども達を守る通学路の安全対策 通学路の危険性は、走行車両だけではない。犯罪被害に遭う危険性もある。通学路に違法に路上駐車されて居る多数の農作業車両、地震時に倒壊の危険性があるブロック塀等、道路の先が目隠し状態の道路にはみ出している雑木、無管理状態空き家、無管理状態農業用溜池、ビニールハウス等々と多数あり、大勢の子どもの目と足で、大勢の大人の目と足で確認して、子供も・大人も運転者も全てが納得できる、通学路の安全安心な改良をする必要がある。	<u>(一般部における対策)</u> ・安全な歩行空間の確保の短期、中長期対策。 ・自動車に対する注意喚起の短期、中長期対策。 ・自動車の視認性の向上の短期対策。 ・自転車と歩行者の接触防止短期対策。 <u>(交差点部における対策)</u> ・安全な歩行空間の確保の短期、中長期対策。 ・自動車に対する注意喚起の短期対策。 ・自動車の視認性の向上短期対策。 <u>(その他の対策)</u> ・通学路は、グリーンベルト、ガードレール、ポール、カーブミラーの設置。 ・車性能を歩行者安全対策重視に見直し、スピード制限：通学路は全て30km制限。 ・道路交通法違反者に対しての厳罰化(特に飲酒運転の厳罰化)。 ・自動車の性能規準の見直し。→歩行者重視の性能規準に見直し。
(3)	中村 重男	少子化対策(ジェンダーギャップ解消から始めましょう) 少子化対策には、経済面、ハード面の保育園、幼稚園の充実は当然のことですが、ソフト面の充実、ジェンダーギャップを解消して「レディファースト」社会を創らなければ、女性の笑顔を取り戻すことは難しく、少子化は解消出来ないのだろうと考える。	フランスでは、過去には家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年以降、保育の充実へシフトし、その後さらに <u>出産・子育てと就労に関して幅広い選択が出来る様に環境整備</u> 、すなわち「両立支援」を強める方向で進められている。 スウェーデンでは、40年近くに渡り経済的支援や、「両立支援の少子化施策」を進めてきた。多子加算を適用した児童手当制度、両親保険(1974年に導入され世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度)に代表される充実した育児休業制度、開放型就学前学校等の多様かつ柔軟な保育サービスを展開し、男女平等の視点から社会全体子ども育む支援制度を整備している。 又、フィンランドでは『ネウポラ』(妊娠期から就学前までの切れ目のない子育て支援制度)を市町村が主体で実施し、子育てにおける心身や経済の負担軽減に努めている。 *子孫繁栄!子供は国の宝です、浜松市でも早急に対策を検討する必要があります。

(4)	吉見 昭子	子ども会 西区だけでなく市全体に子ども会から抜ける単子が毎年2～3単子あり、現在353単子23,348人の子どもが加入している。 9月5日に第61回親善ソフトボール大会が予定されていますが、緊急事態宣言により延期または中止を検討中。子どもの人数が減り、子ども会が無くなることは地域にとっても重要な問題である。自治会と一緒にあって取り組んでいきたい。	解決策があればやっているが、単子毎に地域性があるので難しくなってしまう。
-----	-------	---	--------------------------------------

3 家庭ゴミ

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	高木 俊和	家庭ゴミ排出量削減 西区は一人当たりの家庭ゴミ排出量が他区と比べ多く、リサイクル意識は高まりつつあるが、市事業のゴミ天下取り大作戦の効果は継続的なものとなっていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・会食時の食べ残しを減らすため、量より質のメニューを考案し提供するよう飲食店に依頼。 ・<u>ゴミ分別に不慣れな外国人を対象に、分別ゲーム</u>などを取り入れた講習などを積極的に推進。 ・<u>生ゴミ処理機導入助成の対象を広げ</u>、啓発効果がより期待できる学校や幼稚園などには無償支給。 ・雑紙などを回収できる公共施設の他、スーパーなどの牛乳パックやトレイ回収ボックス、古紙ステーションなどをWebマップ上に公開。 ・公共施設のリサイクル回収利用者には<u>スタンプカード</u>などを付与し、ポイント数に応じ指定ゴミ袋や雑紙回収袋などを支給。
(2)	中野 幸枝	ゴミ収集システム (地域の実態) <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出し困難者の増加 高齢化により集積所までが遠くに感じる、道路横断が怖い。認知症状によりゴミ出しの規則の理解が困難になっている。市営住宅等の階上に住む方々が、日常的頻度過多が苦痛になっている。 ・上記事情により、地区社協家事支援事業への依頼が増加している。 ・介護保険利用者より利用できないすきまのゴミ出し依頼がケアマネより相談で入ることもある。 (地域の課題) <ul style="list-style-type: none"> ・上記の実態を集積所管理の自治会が把握しているのか。 ・ゴミ出し困難者の声を挙げる場が分からない。他人に頼ることにし罪悪感があり声を出しにくい。 ・地域の助け合いに期待する事案であるが、接触希薄な世であり気づかない、実行にいたらない。 ・今後の高齢者の増加により、さらに課題となる。 ・生活密着で継続性が高く、支援員は時間束縛され、心の負担を感じる。 など 	ゴミ集積所の増設についての提案（生ゴミ、資源ゴミのみ） 単に集積所を増やすことは簡単だが自治会は場所決定が困難である現状のため、有料化とともに、 <u>各自宅前をゴミ出し場</u> とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>規則違反のゴミ出しを管理</u>できる（自分のゴミを自分で監視）。 ・自治会はゴミ出し説明により、<u>ゴミ出し困難者の把握</u>ができる。 ・自治会は対象者把握により民生委員と福祉課題の共有ができ、他の課題にも関係機関との連携がとれ、<u>地域見守りのネットワーク構築</u>ができる。 ・生ゴミ・資源ゴミ以外のゴミについては、<u>連絡ゴミ枠</u>を広げる。

4 行政区再編

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	河瀬 俊夫	行政区再編 現在、行政区再編に向けて協議が進められている。 区割りによって区役所とならない庁舎を「行政センター」とし、第一種協働センターを「区役所支所」として存続させるとのこと。雄踏まちづくり協議会において、委員の中にさまざまな考え方があり、統一の方向性が見いだせない。再編がされた時、市民サービスや住民自治も関することが不明であり、区役所、行政センター、協働センターが行う業務内容がわからないことが最大のポイントである。 市民サービス、住民自治がわかる業務内容の見える化を。	業務内容一覧を作成、市民に提供する。それぞれの業務内容について、本庁、区役所、行政センター、協働センターにおける取扱いの有無を○×で見える化すればよい。
(2)	星野 節子	区割り制度見直しの検討	西区内の自治会連合会の動き、8月12日開始の協議会で話し合われた内容などを、 <u>区協議会で独自に報告・協議してほしい。</u> 結論を後から報告されても、途中経過がわからない。自治会連合会には報告もされ、協議も行われているのではないかと思います。区協議会は幅広い人材が集まっており、独自に市議会委員会での協議内容を検討したり、必要であれば要望を出したりできないか。

5 新型コロナウイルス感染症対策

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	星野 節子	さまざまな民間芸能について新型コロナ感染症による中止が続いている点 「浜松市歴史的風致維持向上計画」にも挙げられているさまざまな民間芸能について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止が続いている点	今後の財政的、組織的支援が必要なのではないかと考えます。 例えば舞阪町の岐佐神社の舞阪駅大太鼓祭りであるが、新型コロナウイルス感染拡大を受け、2年連続で中止となった。2年間のブランクが発生、すぐに元通りの祭りができるわけではない。祭りばやしの笛、太鼓のたたき方、作法、運営方法、手順などを習得必要がある。通常、中学校在学時に3年かけて先輩のやり方を真似たり、集まって練習することで習得している。昨年中学生になった子は、いきなり最上級生として下級生をまとめて活動しなくてはならない。 <u>「浜松市歴史的風致維持向上計画」による国の認定取得だけでなく、よりきめ細やかな財政支援や、学校からの応援と配慮など、できることはあると思います。</u>
(2)	松本 廣一	自治会 コロナ対策 (1)町民への情報提供と周知徹底 ・コロナ詳細情報は口コミ情報が頼り。 ・報道は感染者数などで具体的対処方法はあまり詳しくない。 ・政府の動きは先手で対策が打たれていない。	(1)とにかく「 <u>感染しない、させない</u> 」ことを各自徹底すること。 ・コロナ感染症で各自のやること（手洗い、マスク、うがい） ・会議のやり方（規模縮小、距離、換気、体調管理）など。 ・会館の使用基準の掲示（使用自粛依頼、レイアウト（教室形式）） ・行事の中止、縮小。参加者は必要最小限とする。具体的内容のお知らせをする。 ・コロナ感染症対策（依頼）キャンペーン、たよりの定期発行。 ・集団での活動を中止、業者による作業に変更。（会館の清掃、草刈り） (2)浜松市及び西区としての対応はどうか ・ <u>独自の戦略とか特別な施策があれば展開してほしい。</u> ・コロナ対策… <u>活動支援</u> 。資材、機材などの <u>助成金制度</u> 。

6 その他

No	委員氏名	課題	解決策
(1)	中野 幸枝	<p>脱炭素社会へ向かう外出支援…便利な車社会から脱却</p> <p>(地域の現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は免許返納を考えながらも、外出困難になるため運転している。 ・ほとんどの世帯が1人1台の車を保有している、また農家は軽トラも必要車両 ・自家用車の無い方の移動手段は公共交通機関とタクシー。あるいは家族の送迎で外出している。 ・デイサービス等利用の高齢者は、契約事業所からの送迎で地域の往来が多い。 ・住宅街では、車庫スペースが狭く、訪問客の駐車場がない。 <p>(地域の課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の免許返納は個人の意思と運転能力の専門家判断である。 ・車の保有台数は自由であり、二酸化炭素の排出への規制がない。 ・規制のないことで、自由に車社会で過ごしている人と外出の移動困難者に大きな溝がある。 ・安心・安全な車の構造になり、より多くの人々が車を利用しているが、現在の車燃料を変える(水素)より車を減らす方向に向かう方が近道である。 ・どうすれば、車走行台数を減らすことができるかを課題とした。 	<p>①運転免許証に年齢使用期限を設ける。…取得できる年齢～最終返納年齢(例 18歳～77歳…働ける年齢)</p> <p>②経済を回す生産力となっている免許取得者のみ車所有ができる社会へ。</p> <p>③免許返納者及び②該当者以外は思い切って車を手離す(自助努力の啓発)</p> <p>移動手段に対しての施策を明確にする事と、車維持費や運転からの精神的解放感をアピールし、少しの我慢が地球温暖化を減らす事を国民へ周知する。</p> <p>④免許返納時には、ポイント付け出来る機能貼付した返納証明証を発行する。</p> <p>⑤この免許返納の時だけ、ポイントの財源を国の脱炭素施策にもなるので、<u>公助が担い後押し</u>して頂くため、ポイント貼付された返納証明証とする。</p> <p>2030年だとか、期限付きでの施策として全国民も努力する。</p> <p>⑥具体的移動施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タクシー…従来通り自由に移動できる。 ・中型ミニバス…買い物(大型施設)・病院・公共機関への移動：やや地域より遠い場所へ、<u>乗合いの予約制</u>。 ・小型ミニバス…地域の買い物や銀行・郵便局・協働センター等：<u>乗合いで巡回運行—固定料金とする</u>。 ★免許証ない方には、別形の利用カードを販売する。 ★カードへ入金した時に金額に応じて割増ししお得感を出す。 ★このカードを行き先で提示すると、その店舗のポイントがつくことで、地域が潤っていくと思われる。
(2)	藤田 年春	<p>JR舞阪駅周辺の治安維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームから個人(隣接)宅敷地に侵入することが多発 ・マスクの使い捨て、空き缶の飲み置き、タバコのポイ捨てが増加(コロナに関連) ・指定外の場所に自転車を置く ・夜間にスケートボード、ダンスが頻発 ・朝に目立って救急搬送が発生 	<p>対策検討中。</p>
(3)	山田 渉	<p>空き家・空き地・耕作放棄地の適切な管理と対策推進</p>	<p>8/19(木)浜松市自治連の生活部会にて簡単な勉強会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政による空き家対策の強化 ・住民への説明(PR)と指導 ・「空き家対策の推進に関する特別措置法」の運用強化
(4)	山田 渉	<p>入野地区内 雄踏バイパスならびに雄踏街道の通勤時間帯、休日の交通渋滞解消</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>右折交差点の改善</u>(拡張、信号機(時間等))

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○計画策定の背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、浜松市域における交通安全に関する長期的な施策を総合的かつ計画的に推進するための施策の大綱として策定。 ・交通安全対策基本法第26条第1項の規定及び国・県の計画を踏まえ、昭和46年から5ヶ年ごとに策定している。 <p>○第10次計画の目標及び令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10次浜松市交通安全計画（平成28年度から令和2年度）の計画期間においては、市民や事業者、関係団体等が事故防止に取り組んだ結果、最終年の令和2年には人身交通事故件数が5,570件、死者数が17人となり、それぞれ、目標である6,000件以下、17人以下を達成した。 ・依然として悲惨な死亡事故や多くの交通事故が発生していることから、さらなる交通事故防止対策が必要である。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第11次浜松市交通安全計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第11次浜松市交通安全計画（案） ※別添資料参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内の人身交通事故の推移 ➢ 現状と課題 ➢ 基本理念 ➢ 基本方針 ➢ 重点施策 ➢ 推進体制 ➢ 計画期間・目標 ➢ 用語集 				
備 考 （答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など）	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方の公表時期 令和3年12月</p> <p>施行時期 令和4年1月</p>				
担当課	道路企画課	担当者	阿部 一樹	電話	457-2232

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）の パブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>○趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民の子供の読書活動についての関心と理解を深め、家庭・地域・図書館・学校等の連携による取組をいっそう推進するための指針として策定するもの。 <p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供を取り巻く環境が大きく変化する中、読書は子供たちの豊かな心を育み、生きる力を高める活動として価値が再認識され、さらなる推進が求められている。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成13年「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行 平成14年 国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定 平成19年「浜松市子ども読書活動推進計画」策定 平成24年「第2次浜松市子ども読書活動推進計画」策定 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、内容について協議するもの。</p> <p>○第3次浜松市子供読書活動推進計画（案）の構成（案）</p> <p>第1章 基本的な考え方 第2章 子供の読書活動をめぐる動き 第3章 第2次推進計画期間における 子供の読書活動の現状と課題 第4章 浜松市の子供の読書活動の推進方策</p> <p>○推進計画（案）のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達段階に応じた取組の充実（第3章） 「目指す子供像」の実現に向けた、家庭・地域・図書館・学校等の連携（第4章） 一人一人の読書環境を支える取組の充実（第4章の4） <p>○計画の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から令和13年度（10年間）※中間年に見直し予定 				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>パブリック・コメント実施（案の公表、意見募集） 令和3年9月15日～10月15日</p> <p>市の考え方公表時期 令和4年1月予定 実施時期または施行時期 令和4年4月予定</p>				
担当課	中央図書館	担当者	松原 祐記子	電話	456-0234